

日時：平成 26 年 9 月 16 日（火）16 時 00 分
場所：三田共用会議所 大会議室 C、D、E

水産政策審議会第 51 回企画部会 議 事 録

水 産 庁

水産政策審議会第51回企画部会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成26年9月16日（火）16時00分

閉会 平成26年9月16日（火）17時00分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 木場 弘子 武田 三花 寺島 英弥 長瀬 一己
長屋 信博 山下 東子 山根 香織

特別委員 安部 敏男 関 いずみ 千葉 康則 安成 椰子
山田 峰人 渡邊 朝生

3 他府省、他局出席者

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 関根室長
環境省水・大気環境局水環境課 吉村課長補佐
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 森久保企画専門官
農林水産省消費・安全局蓄水産安全管理課水産安全室 久保寺室長
農林水産省農村振興局水資源課 川村水資源企画官
農林水産省林野庁森林整備部治山課水源地治山対策室 江坂室長

4 水産庁側出席者

水田漁政部長 枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長
菅家企画課長 加藤漁業調整課長 保科栽培養殖課長
生田増殖推進部参事官

5 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	1
(諮問事項)	
諮問第 244 号 内水面漁業の振興に関する法律第 9 条第 1 項に規定する内水面漁業の 振興に関する基本的な方針の制定について	2
(その他)	1 2
3 閉 会	1 2

○栽培養殖課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第51回水産政策審議会企画部会を開催させていただきます。私は本日の事務局を務めます栽培養殖課長の保科と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただき、それから御発言をお願いします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、部会の定足数は過半数とされております。本日は、企画部会委員10名中、現在6名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立いたしております。なお、山根委員がこの後、若干遅れてみえられるということでございます。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後に資料一覧がございますが、資料一覧の中で資料1「企画部会の委員・特別委員名簿」、資料2といたしまして「内水面漁業の振興に関する基本的な方針に制定について（諮問第244）」という資料。それから、資料3で「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の策定について」という資料がございます。

以上ですけれども、漏れ等はございませんでしょうか。

なお、本日はこの部会の終了後に他省庁の会議の会場設営を行うというふうになってございまして、17時までを目処に御審議をいただければと存じます。大変恐縮ではございますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、山下部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 今日は早い時間からお越しくださっていた委員の方々もいらっしゃいました、大変お待たせいたしました。それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は諮問事項が1件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日、審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第11条第3項の規定に基づきまして、企画部会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

諮問第244号、内水面漁業の振興に関する法律第9条第1項に規定する内水面漁業の振興に関する基本的な方針の制定について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○栽培養殖課長 資料2に基づきまして御説明を申し上げます。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

26水推第590号

平成26年9月16日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川公也

内水面漁業の振興に関する法律第9条第1項に規定する内水面漁業の振興に関する基本的な方針の制定について（諮問第244号）

別紙のとおり、内水面漁業の振興に関する基本的な方針を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第9条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この基本方針につきましては、前回の企画部会の際に懇談会といたしまして内水面の漁業の状況や基本方針の素案について御説明をいたしまして、御意見をいただいたものを取りまとめたものでございます。

資料を1枚捲っていただきまして2ページでございます。「基本方針（案）の概要」という紙でございます。全体の構成でございます。法律が定める基本方針の項目に従いまして、第1に基本的方向。第2に内水面水産資源の回復に関する基本的な事項。第3に内水面における漁場環境の再生に関する基本的な事項。第4に内水面漁業の健全な発展に関する基本的な事項。第5に、その他内水面漁業の振興に関する留意事項というつくりをしております。

また、第2の内水面水産資源の回復以降、第2、第3、第4につきましては、その内訳の施策につきましても法律で規定された施策の構成をそのまま採用して作成をいたしております。

第5の「その他の重要事項」といたしましては、新たに設けられました養殖業の届出制度や許可制度の運用に関連しまして、うなぎの資源管理の推進をまず規定した後、協議会、

それから23年原子力事故による被害等への対策、内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方ということで、法律に定められた新たな仕組み及び法律の附則に記述された事項について作成をするということで取りまとめを行いました。

3 ページからが基本方針の本体になります。まず、前書きでございます。内水面漁業の現状について前回グラフ等で御説明させていただきましたけれども、その内容を前書きの部分に記載をいたしました。

また、この中で前回までに御説明していなかった分といたしまして、内水面漁業が河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、湖沼や養殖池で養殖されるうなぎやこい等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給しているということで前回御説明いたしましたけれども、これに加えましてにしきごいを始めとした鑑賞用の水産物の供給も行っているということにつきまして記述を加えてございます。

5 ページ以降が第1 でございますけれども、内水面漁業の振興に関する基本的方向です。この基本的方向につきましては、5 ページの一番最後の部分になりますけれども、内水面水産資源の生息状況、生息環境等についての必要な調査に基づき、関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携いたしまして、内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進するというところで基本的に素案のとおりといたしております。

第2 の内水面水産資源の回復に関する基本的事項でございますけれども、まず1 の内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等。それから2 の特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等。

それから、次のページにいきまして、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等につきましては、素案のとおり記述をいたしてございます。

8 ページでございますけれども、第3 の内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項でございますけれども、ここに関しましては、次の9 ページになりますけれども、内水面水産資源の育成に資する施設の整備のところ、「さらに」以下ですけれども、「さらに、内水面水産資源の育成又は内水面生態系の保全に資するため、あゆ、溪流魚等の産卵場となる礫底の造成、こい、ふな等の産卵場となる産卵植生の保全及び造成、様々な水産動植物の棲み家となる石倉等の設置などの取組を推進する」としてございます。ここで前回の会議の中で「礫底の造成」のところを「あゆ、溪流魚の産卵となる砂礫の敷設」としてございましたけれども、砂を敷くというのはあゆの産卵には好ましくないのだという御意見をいただきまして、ここは修正をいたしております。

10ページでございます。第4の「内水面漁業の健全な発展に関する基本事項」といたしまして、1の「効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成」については、素案の事項に加えまして、「また」以下でございますけれども、「国際商材として輸入拡大が期待されるにしきごい等について、『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』に基づき、輸出促進を図る」ということで、冒頭の鑑賞用水産物を踏まえた記述をここで加えてございます。

11ページですけれども、2の「多面的機能の発揮に資する取組への支援等」、3の「人材の育成及び確保」、4の「商品開発への取組等への支援」、12ページにいきまして、5の「回遊性魚類の増殖の取組への支援等」、6の「国民の理解と関心の増進」につきましては素案のとおりで記述をいたしてございます。

第5の「その他内水面漁業の振興に関する重要事項」でございますけれども、14ページ、1の「国内外におけるうなぎの資源管理の推進」につきましては、素案どおりの記載とさせていただきます。

次の協議会に関しまして、この協議会の関係者に遊漁の関係者が含まれるようにしてほしいとの御意見をいただきました。これについて中に書くことについても検討いたしましたけれども、この協議会の運用の施行の中で遊漁者が関係者として含まれていくように運用していくということを周知していくということで対応したいと考えておりまして、この「協議会」の記述の中には遊漁のことは記載せずに、その案のままというふうにさせていただいております。

次の3の「平成23年原子力事故による被害等への対策」、4の「内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方」につきましては、基本的に素案のとおり記載とさせていただきます。

以上が基本方針の内容でございます。この基本方針の案につきましては、なお現在、農林水産省の中で最終審査中ですので、法令上の観点からの技術的な修正というものは入る可能性がございます。今後、軽微な変更につきましては部会長に御一任いただきたく存じますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。ただいま基本方針の素案からどのように変更したかということを中心に説明をしていただきましたけれども、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見などございましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○千葉委員 質問というよりも確認なんですけれども、基本方針ということで、当然含まれないのかと思うのですが、内水面利用者の不利益行為の禁止とか、あるいは漁業組合の役目とか、そういったものがないのは当然だと思うのですが、その辺は既存の水産基本法とか、あるいは遊漁規則の中で入っているので入っていないと思うのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○山下部会長 お答えをお願いいたします。

○栽培養殖課長 今回の御趣旨は、不利益行為についての禁止ということがここに入っていないということに関してですか。

○千葉委員 入っていないことは基本法ですので当然だと思うのですが、いわゆる例えば漁業法とかには内水面を利用する、例えば遊漁者に対する一方的な不利益行為の禁止とかうたわれているんですね。それから、あと漁業組合の役割とか、それから禁止事項とかあるわけですけれども、それが入っていないものについては既存の漁業法あるいは遊漁規則が適用されるという解釈でよろしいですかということですか。

○栽培養殖課長 今後の施策の主な柱をここで位置づけております。不利益行為等については既存の施策の中で対応していくというのは当然のことと考えております。

○千葉委員 ありがとうございます。

○山下部会長 他にはいかがでしょうか。

今ほどの説明では、8月22日に前回懇談会をして、素案をお示しいただいたのですが、その後、変更された箇所としましては3ページ、9ページ、10ページということでのしきごいの話とかそういうのが新たに加わった。3と9と10ページ。また、14ページは文面の中には遊漁者を入れないけれども、運用で周知するというふうな補足説明をいただいておりますけれども、このようなことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、他に御発言がございませんでしたら、諮問第244号については原案どおり承認をしていただいたということではよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下部会長 異議がないということでございますので、そのように決定をさせていただきます。

それでは、諮問第244号につきまして、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

26水審第19号

平成26年 9月16日

農林水産大臣

西川 公也 殿

水産政策審議会会長 山下東子

平成26年 9月16日に開催された水産政策審議会第51回企画部会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第244号「内水面漁業の振興に関する法律第9条第1項に規定する内水面漁業の振興に関する基本的な方針の制定について」

それでは、この答申書を長谷増殖推進部長にお渡しいたします。

○増殖推進部長 ありがとうございます。

○山下部会長 本日予定をしておりました議事につきましては、その他を除いて、これで終了となりますけれども、まだ少し時間の余裕がございますので、委員の皆様から何か御質問や御意見ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

安部委員。

○安部委員 異議ありませんかという前にちょっと言いたかったのですけれども、いわゆる内水面の養殖のみならず、海水面の養殖でもそうなんですけれども、今一番心配しているのは、養殖実施にしては、いわゆる異常気象というのは漁業者にとって非常に重大関心事だと思うのですよね。それで内水面におきましても広島の例を見ても大雨が1時間当たり100ミリあれば、例えば内水面は川沿いに立地しているわけです。そうすると、すぐに天然災害の異常気象の被害が甚大だと思うのです。私は前回の企画部会の際にいわゆる共済制度の活用といった、制度をある程度充実しないと安心して内水面、海水面の養殖に取り組めないのではないかと思うんです。それで、あのときに共済制度の充実を図ったかどうかということを提案というか、意見を述べたのですけれども、その辺はこの文章を何回読んでも、いわゆる伝染病疾患の予防とか外来魚対策の被害の予防とか書いてあるんで

すけれども、もっと重要なこと、心配なことは、いわゆる今の異常気象だと思しますので、それに対する対応を何らかの形で取り組むべきではないかというふうに思います。

その他ということで、意見として述べさせていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。事務局におかれましても、この御意見について受け止めていただければと。

○増殖推進部長 安部委員から貴重な御意見をいただきまして、この夏も広島をはじめ、ああいう被害が出ているので、異常気象自体への備えということで、全般的な話として、内水面に限らずということでありましてけれども、共済制度の充実は重要な課題だと思っておりますし、そういう中で特に内水面についても今年度、今まで海中心というか、実質上、海の制度ということでありましたけれども、内水面関係漁業でも共済制度を広げられないかということで検討を進めているところであります。そういう検討を踏まえつつ、今回はこういう形でまとめさせていただきましたけれども、また次の見直しということもありますので、そういう中で反映できるものがあればしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○山下部会長 それから千葉委員から手が挙がりました。お願いします。

○千葉委員 その他の事項でお聞きしようと思ったのですが、安部委員の方から先に出たんですけれども、自然災害の件なんですけれども、今日、国土交通省さんもみえられているようですけれども、特に内水面ですね。今、安部さんが言われたように非常に影響を受けやすいということで、それから砂防ダムも穴抜けとか決壊しますと、その河川はほとんど長年にわたって生態系は元に戻らないんですね。そういったことで、今非常に雨とかが多いわけなんですけれども、国土交通省さんでももう考えられていると思うんですけれども、設計基準の見直しを是非していただきたいと思います。

というのは、特に確率年度ですね、設計のための。それがあまりにもちょっと今合わないのではないかということで、国土交通省さんはもう検討されていると思うんですけれども、非常に内水面の生態系に影響を与えるということで、水産庁さんの方から、あるいは環境庁さんを含めて、みんなで国土交通省さんに設計基準の見直し、それをお願いしていただきたいと思います。沿岸漁業にも一度出ますと影響がありますので、よろしくお願いたします。

○山下部会長 ありがとうございます。事務局から何かお答えはありますか。よろしゅうございますか。

それでは、長瀬委員から手が挙がっているのでお願いいたします。

○長瀬委員 すみません、お尋ねですが、この中にこいが含まれています。今、こいはヘルペスで移動の禁止がかかっています。でも、これが発令されるとにしきごいもこいですよ。移動の禁止の解除というのを含めたことでこれはされるのか。もしくは、これは一応法の中でやってはいくけれども、こい全体としてはまだ移動の禁止は継続しますよということなのでしょうか。

○山下部会長 質問でございますので、お答えをお願いいたします。

○水産安全室長 病気の担当は消費・安全局がしておりますので、水産安全室長の久保寺ですが、お答えさせていただきます。病気の関係は基本的には今までどおりというのが結論でございます。

こいヘルペスは非常に幸いなことに平成15年、16年にドンと出ましてから各地で防御対策を進めました。その結果、今もう極めて限定的に発生は抑えられております。抑えられているので、食用ごいのような、人が食べてしまえば蔓延のリスクは極めて小さくなりますので、そういったものは今一定の都道府県の管理の下に一部移動制限を解除しております。

にしきごいの方は逆ににしきごいの養殖場は今、正常域がまだ維持されておりますので、幸いなこととしてほとんど出ていないのですけれども、輸出をしなければいけないので、各養殖場は今までどおり基本的には移動しない。それから、氏素性の正しいもののみ移動を検討するというので、正常水域を維持するという努力は今までどおり続けるということで、食用ごいとにしきごいと多少アプローチは違いますけれども、基本的には今までどおりの努力を今後とも継続していくという形になります。

以上です。

○山下部会長 よろしゅうございますか。何か。

○長瀬委員 今までどおりということであれば、河川への移植はだめということですね。

○水産安全室長 もちろんそうです。正常水域から動かすのは正常性が確認できていればいいわけです。正常なものが確認できていない汚染水域にあるにしきごいは基本的には動かさないということです。

○長瀬委員 例えば食用で病気の全然ないところのこいっていますよね。それも何年も出ていない。今それは移動がいいということなんですけど、それでも河川への移植というのはだめなんですよ。

○水産安全室長 おそらく現実的に霞ヶ浦のお話だと思うんですけども、霞ヶ浦の食用こいは今少しずつ復活をされていて、今発生しておりません。発生していないものについては、例えば茨城県から他の県へ動かすときには、入れる方と出す方の県が両方動かして問題ないという確認をしたもののみ移動は一部解除しております。それ以外は基本的に移動しないと。

それは、利用目的がはっきりしているもののみ移動させるという意味ですので、他の水域から河川に放流するようなものは基本的には今までどおり規制されてしかるべきだと、移動させないということだろうと思っております。お答えになっていますでしょうか。

○長瀬委員 もう一步踏み込んでほしいのですが、私がお伺いしているのは、河川によってはあゆとかが棲まない河川がありまして、こいをメインにしている河川というのが結構あるんですね。近くに養殖されている方がいらっちゃって、そこのこいは全然病気が何年も出ていない。一度も今まで出ていないのですが、そこからその健全なものを川に放流したときに縛りが解除されるのかどうかですね。今の話であればある程度解除されていると認識していいのかなと思っているんですけども、その確認です。

○水産安全室長 そこは、ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、過去、川の水系ごとに発生している海域とそうではない海域を綿密に調べております。今おっしゃった例ですと、ずっと発生していなければ、そこは正常水域ですので、そこは移動は禁止の対象にはなりません。要するに正常だということが確認できていれば、別にそれは移動しても問題ないわけですので、そういう整理だと思います。逆に正常性が確認されていないところからは外には持ち出さないということだろうと思います。

○長瀬委員 すみません、私がお伺いしているニュアンスとはちょっと違うのですが、例えば病気が出ていない河川に病気が出ていない池からの稚魚を入れるのはいいですよ。病気が一度出た河川に健全な種苗を入れることはだめなんですね。いいんですか。

○水産安全室長 いいです。

○長瀬委員 いいんですか。

○水産安全室長 はい。

○長瀬委員 今まで私たちはだめと思って、ずっと放流していなかったんですね。それがいいというふうに確認されることはとてもありがたいことですので、本当に助かります。ありがとうございます。

○水産安全室長 それはおそらく県内の多分お話ですね。県をまたぐ話でもないですね。

○長瀬委員　そうです。県の話です。

○水産安全室長　それは県庁に御確認いただければすぐクリアになると思います。

○山下部会長　よろしゅうございますか。

それでは、他にはいかがでしょうか。

安成委員、お願いします。

○安成委員　直接的関係は余り無いかもしれませんが、安部委員の言われた気候変動、温暖化現象がかなり、都会の川でも進んでいるようです。

例えば、多摩川などには、ピラニアまでもが生息しているようで、最近ではアマゾン川に模してタマゾン川の名前で呼ばれるありさまだそうです。原因は、飼えなくなった熱帯魚や観賞魚その他の水生生物を川に捨ててしまうケースが絶えないからで、お魚ポストを置いてはいるけれども全く間に合わない状況だそうです。防ぐ手立てが無いとも聞きますので、環境省の管轄だと思いますが、なんとか有効な手立て、対策が必要ではないかと思えます。

この法律の中ではなくとも、一般国民への理解促進、認識の共有、働きかけの部分で考えて頂きたく、意見として申し上げます。

○山下部会長　ありがとうございます。お答えを事務局からお願いいたします。

○環境省　環境省でございます。生態系などに被害をもたらす外来魚につきましては、外来生物法に基づきまして特定外来生物ということでしております。代表的なものではオオクチバスですとかコクチバス、ブルーギル、そういったもの。魚類では現在14種類というふうになってございます。この辺につきましては一般の方が飼うとか、他の場所に運搬して放流するとか、野外に放すといったことは禁止されているわけでございます。まだ十分徹底されていない面もあるかと思えますので、そのあたりは御意見を踏まえまして、今後でも取り組んで努力していきたいと思えます。

○安成委員　罰則については。

○環境省　罰則もついてございます。

○山下部会長　よろしゅうございますか。

他にはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、その他に移りたいと思えます。

何か事務局の方からございますでしょうか。

○栽培養殖課長　資料を1つ配布してございまして、これについて御説明をさせていただ

きたいと思います。資料3「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の策定について」です。

これは「経緯」のところがございますように、沿岸漁業整備開発法の規定によって作成する基本方針でございまして、その作成に当たりまして水産政策審議会の委員の御意見を伺うということとされております。

この現行の基本方針ですけれども、概ね5年を1期として定めるというふうにされてございまして、平成22年に定められた現行の第6次、6回目の方針ですけれども、これが今年度末で期限を迎えますことから新たな7次の基本方針の作成を今後検討していきたいと考えております。

内容ですけれども、①～③のとおりでございます。水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標。技術の開発に関する事項。その他重要事項というふうになってございまして、現行の方針の概要が後ろに2として1枚紙についてございます。

今後の検討のスケジュールですけれども、平成26年、今年の11月中旬の企画部会におきまして、骨子案について御意見をいただき、来年の2月中旬頃の企画部会におきまして、基本方針の諮問をして審議をいただくというふうにし、3月に公表するようなスケジュールで今後進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山下部会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見なり御質問なりございましたら、お願いいたします。

関委員、お願いします。

○関委員 これは5年たって、次のステップのための見直し、検討ということだと思っておりますけれども、過去の5年間の効果であるとか、そういうことについてはきちんとどこかで示していただけるというふうに思っていますか。

○山下部会長 お答えをお願いします。

○栽培養殖課長 次回の会議の中で現状がどういうふうになっているのかということと併せて、今後の方向について整理をして御説明したいと考えております。

○山下部会長 では、次回11月ということで、そのときにお伺いすることといたします。

他にはいかがでしょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 次回のこの基本方針については大変期待をするところがございますが、現状

のこの基本方針においても、特に広域種についてはいわば新しい考え方を打ち出されて、ブロック別の管理というものを導入されているところでございます。これによって、特に県をまたいで回遊するような魚について、これまで単県ごとのものから都道府県、関係する県が連携して、より放流の適地などを探りながら対応をしていくという形に移行してきているというのは非常にありがたい話だと思うのですが、やはりブロック別の対応というものを国もそれなりにしっかりと支援をしていくということについて、水産庁の方もこれまでにいろいろなことを考えて打ち出していただいているわけでございます。

ただ、国の三位一体改革の中でこの種苗放流については、各都道府県に全て予算も含めて移行がされているという中で、広域種については徐々に自分の県で放流した魚で自分のところで捕れないのだったらということ、対応が弱くなってきているというふうになっていると思いますので、新しいこの基本方針の検討においては、今ブロック単位でいろいろ推進をしている取組、これをどういう形で今後広域種についての国の関与なり、それから支援というものを考えていくか、こういうことを是非この中で御検討いただければというふうに御要望申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。要望として事務局は承ったということをお願いいたします。

他はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局の方から他に何かございますでしょうか。

○栽培養殖課長 今後のスケジュールでございますけれども、前回、企画部会でも御案内いたしましたとおり、10月に千葉県への現地調査を実施し、11月中旬に企画部会の開催をお願いしたいと考えております。何か緊急の必要が生じまして、それ以前に開催するということになる場合には、できるだけ早期に御連絡をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、日程につきましては後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山下部会長 現地調査の日程はまだ固まっていないということですか。

○企画課長 10月の中旬ぐらいを目処に今日程を詰めつつあるところでございますが、正式に決定次第、また委員の皆様方に御通知申し上げる次第でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。これをもちまして本日の企画部会は終了いたします。

どうもありがとうございました。